

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム表彰規約

五十嵐賞規約

第1条 五十嵐賞の趣旨

電気学会センサ・マイクロマシン部門は、今日の日本のセンサ技術の基盤構築、研究開発、電気学会に大きく貢献した五十嵐伊勢美氏の証跡を残すことを念頭に、第15回「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム（平成9年開催）より、若手研究者を対象とした五十嵐賞を創設した。

第2条 選考対象

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムで速報を除く全ての論文の中から若手研究者による特に優秀な論文発表を五十嵐賞としてとして選考する。授賞の対象は発表者個人である。

第3条 受賞資格

五十嵐賞を受ける者は、つぎの各号に該当する者の中から選考する。

- 1) 発表申込の際、発表者として登録し、かつ実際に発表を行った者であること。
- 2) 発表申込時点において発表予定者が電気学会の登録会員であること。
- 3) 当該シンポジウム開催前年の12月31日時点での年齢が満35歳以下であること。
- 4) 過去に五十嵐賞を受賞していないこと。

第4条 選考

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、第4条第1項及び第2項の方法により、広く公明正大に選考を実施する。選考は、論文委員会による1次審査、選考委員会による本論文審査、シンポジウム当日の発表審査および最終審査により行われる。

第4条第1項 選考委員会の設置

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、五十嵐賞選考委員会を設置する。設置時期は、アブストラクト審査を実施する当該論文委員会で確定する。論文委員長は、当該論文委員の中から五十嵐賞選考委員を選出し、さらに、五十嵐賞選考委員の中から五十嵐賞選考委員長を任命する。なお、五十嵐賞選考委員会の委員は下記の各号に該当する者の中から選出することとする。

- 1) 1次候補となった論文の著者でない者
- 2) 当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムに出席が可能であり、当日審査採点を実施することが可能である者。あるいは代理出席者の確保が確実である者。

第4条第2項 選考方法

以下の各号による四段階によって選考が実施される。

1) 1次候補選出

投稿されたアブストラクトの中で第3条に示す受賞資格に加えて、以下の1-1または1-2号に該当する論文を五十嵐賞・奨励賞第1候補として選出する。

1-1) 査読委員の一定数以上が五十嵐賞・奨励賞候補として推薦をしていること。

1-2) アブストラクトの査読評価結果が一定以上の評価に達していること。

2) 最終候補選出

五十嵐賞選考委員会は本論文が提出された時点で、1次候補の本論文により審査を実施する。本論文審査結果を受けて、五十嵐賞選考委員会を開催し、五十嵐賞・奨励賞最終候補の選出を行う。

3) 最終審査

五十嵐賞・奨励賞最終候補となった論文は当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの事前または会期中に公開され、五十嵐賞選考委員がシンポジウムでの当該発表を聴講し、審査を行う。

4) 最終決定

当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムでの五十嵐賞・奨励賞候補論文の発表が全て終了した時点で五十嵐賞選考委員会を開催し、五十嵐賞の受賞者を決定する。五十嵐賞選考委員長は決定事項を論文委員長に報告し、承認を受けることとする。

第5条 表彰方法

論文委員長は、選考結果を当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの閉会セッションにて発表する。

第5条第2項 授賞者

五十嵐賞は、電気学会センサ・マイクロマシン部門長名で授賞する。

第5条第3項 表彰内容

受賞者には表彰状と記念品を贈呈する。

第6条 改訂

本規約は、必要と認められた場合以下の各号のいずれかをもって改訂することができる。

1) 論文委員会の承認

2) 実行委員会の承認

3) 論文委員長、副論文委員長及び実行委員長の承認

以上

附則

1. この規約は平成24年4月1日より実施する。

2. この規約は平成29年2月24日より実施する。

3. 本規約は令和5年10月6日に改訂する。

奨励賞規約

第1条 奨励賞の趣旨

電気学会センサ・マイクロマシン部門は、五十嵐賞受賞研究に準ずる若手研究者の優れた研究を奨励するために、第26回「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム（平成21年開催）より、若手研究者を対象とした表彰制度を創設した。第28回同シンポジウム（平成23年開催）より、賞の名称を「奨励賞」とした。

第2条 選考対象

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムで速報を除く全ての論文の中から若手研究者による優秀な論文発表を奨励賞としてとして選考する。授賞の対象は発表者個人である。

第3条 受賞資格

奨励賞を受ける者は、つぎの各号に該当する者の中から選考する。

- 1) 発表申込の際、発表者として登録し、かつ実際に発表を行った者であること。
- 2) 発表申込時点において発表予定者が電気学会の登録会員であること。
- 3) 当該シンポジウム開催前年の12月31日時点での年齢が満35歳以下であること。
- 4) 過去に五十嵐賞または奨励賞を受賞していないこと。

第4条 選考

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、第4条第1項及び第2項の方法により、広く公明正大に選考を実施する。選考は、論文委員会による1次審査、選考委員会による本論文審査、シンポジウム当日の発表審査および最終審査により行われる。

第4条第1項 選考委員会の設置

当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム五十嵐賞選考委員会が、五十嵐賞の選考と同時に奨励賞の選考を実施する。

第4条第2項 選考方法

以下の各号による四段階によって選考が実施される。

1) 1次候補選出

投稿されたアブストラクトの中で第3条に示す受賞資格に加えて、以下の1-1または1-2号に該当する論文を五十嵐賞・奨励賞第1候補として選出する。

1-1) 査読委員の一定数以上が五十嵐賞・奨励賞候補として推薦をしていること。

1-2) アブストラクトの査読評価結果が一定以上の評価に達していること。

2) 最終候補選出

五十嵐賞選考委員会は本論文が提出された時点で、1次候補の本論文により審査を実施する。本論文審査結果を受けて、五十嵐賞選考委員会を開催し、五十嵐賞・奨励賞最終候補の選出を行う。

3) 最終審査

五十嵐賞・奨励賞最終候補となった論文は当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの事前または会期中に公開され、五十嵐賞選考委員がシンポジウムでの当該発表を聴講し、審査を行う。

4) 最終決定

当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムでの五十嵐賞・奨励賞候補論文の発表が全て終了した時点で五十嵐賞選考委員会を開催し、奨励賞の受賞者を決定する。五十嵐賞選考委員長は決定事項を論文委員長に報告し、承認を受けることとする。

第5条 表彰方法

論文委員長は、選考結果を当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの閉会セッションにて発表する。

第5条第2項 授賞者

奨励賞は、電気学会センサ・マイクロマシン部門長名で授賞する。

第5条第3項 表彰内容

受賞者には表彰状を贈呈する。

第6条 改訂

本規約は、必要と認められた場合以下の各号のいずれかをもって改訂することができる。

- 1) 論文委員会の承認
- 2) 実行委員会の承認
- 3) 論文委員長、副論文委員長及び実行委員長の承認

以上

附則

1. この規約は平成24年4月1日より実施する。
2. 本規約は平成25年2月28日に改定する。
3. 本規約は平成29年2月24日に改定する。
4. 本規約は令和5年10月6日に改訂する。

最優秀技術論文賞規約

第1条 最優秀技術論文賞の趣旨

電気学会センサ・マイクロマシン部門は、五十嵐賞及び奨励賞の選考対象とならない研究者の特に優れた論文発表を表彰するために、第27回「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム（平成22年開催）より表彰制度を創設した。第28回同シンポジウム（平成23年開催）より、賞の名称を「最優秀技術論文賞」とした。

第2条 選考対象

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムで発表され、五十嵐賞及び奨励賞の授賞対象としない論文で、速報を除く論文の中から特に優秀な論文発表を最優秀技術論文賞としてとして選考する。授賞の対象は発表論文であり、連名著者全員である。

第3条 受賞資格

最優秀技術論文賞を受ける論文発表は、つぎの各号に該当する者の中から選考する。

- 1) 発表者が発表申込時点において電気学会の登録会員であること。
- 2) 当該シンポジウム開催前年の12月31日時点での年齢が満36歳以上であること。

第4条 選考

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、第4条第1項及び第2項の方法により、広く公明正大に選考を実施する。選考は、論文委員会による1次審査、選考委員会による本論文審査、シンポジウム当日の発表審査および最終審査により行われる。

第4条第1項 選考委員会の設置

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、最優秀技術論文賞選考委員会を設置する。設置時期は、アブストラクト審査を実施する当該論文委員会で確定する。論文委員長は、当該論文委員の中から最優秀技術論文賞選考委員を選出し、さらに、最優秀技術論文賞選考委員の中から最優秀技術論文賞選考委員長を任命する。なお、最優秀技術論文賞選考委員会の委員は下記の各号に該当する者の中から選出することとする。

- 1) 1次候補となった論文の著者でない者
- 2) 当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムに出席が可能であり、当日審査採点を実施することが可能である者。あるいは代理出席者の確保が確実である者。

第4条第2項 選考方法

以下の各号による四段階によって選考が実施される。

1) 1次候補選出

投稿されたアブストラクトの中で第3条に示す受賞資格に加えて、以下の1-1または1-2号に該当する論文を最優秀技術論文賞第1候補として選出する。

- 1-1) 査読委員の一定数以上が最優秀技術論文賞候補として推薦をしていること。
- 1-2) アブストラクトの査読評価結果が一定以上の評価に達していること。

2) 最終候補選出

最優秀技術論文賞選考委員会は本論文が提出された時点で、1次候補の本論文により審査を実施する。本論文審査結果を受けて、最優秀技術論文賞選考委員会を開催し、最優秀技術論文賞最終候補の選出を行う。

3) 最終審査

最優秀技術論文賞最終候補となった論文は当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの事前または会期中に公開され、最優秀技術論文賞選考委員がシンポジウムでの当該発表を聴講し、審査を行う。

4) 最終決定

当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムでの最優秀技術論文賞候補論文の発表が全て終了した時点で最優秀技術論文賞選考委員会を開催し、最優秀技術論文賞の受賞者を決定する。最優秀技術論文賞選考委員長は決定事項を論文委員長に報告し、承認を受けることとする。

第5条 表彰方法

論文委員長は、選考結果を当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの閉会セッションにて発表する。

第5条第2項 授賞者

最優秀技術論文賞は、電気学会センサ・マイクロマシン部門長名で授賞する。

第5条第3項 表彰内容

受賞者には表彰状を贈呈する。

第6条 改訂

本規約は、必要と認められた場合以下の各号のいずれかをもって改訂することができる。

- 1) 論文委員会の承認
- 2) 実行委員会の承認
- 3) 論文委員長、副論文委員長及び実行委員長の承認

以上

附則

1. この規約は平成24年4月1日より実施する。
2. 本規約は平成25年2月28日に改定する。
3. 本規約は平成29年2月24日に改定する。
4. 本規約は令和5年10月6日に改訂する。

優秀技術論文賞規約

第1条 優秀技術論文賞の趣旨

電気学会センサ・マイクロマシン部門は、五十嵐賞及び奨励賞の選考対象とならない研究者の優れた論文発表を表彰するために、第27回「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム（平成22年開催）より表彰制度を創設した。第28回同シンポジウム（平成23年開催）より、賞の名称を「優秀技術論文賞」とした。

第2条 選考対象

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムで発表され、五十嵐賞及び奨励賞の授賞対象としない論文で、速報を除く論文の中から特に優秀な論文発表を優秀技術論文賞としてとして選考する。授賞の対象は発表論文であり、連名著者全員である。

第3条 受賞資格

優秀技術論文賞を受ける論文発表は、つぎの各号に該当する者の中から選考する。

- 1) 発表者が発表申込時点において電気学会の登録会員であること。
- 2) 当該シンポジウム開催前年の12月31日時点での年齢が満36歳以上であること。

第4条 選考

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、第4条第1項及び第2項の方法により、広く公明正大に選考を実施する。選考は、論文委員会による1次審査、選考委員会による本論文審査、シンポジウム当日の発表審査および最終審査により行われる。

第4条第1項 選考委員会の設置

当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム最優秀技術論文賞選考委員が、最優秀技術論文賞の選考と同時に優秀論文賞の選考を実施する。

第4条第2項 選考方法

以下の各号による四段階によって選考が実施される。

- 1) 1次候補選出
投稿されたアブストラクトの中で第3条に示す受賞資格に加えて、以下の1-1または1-2号に該当する論文を最優秀技術論文賞第1候補として選出する。
 - 1-1) 査読委員の一定数以上が最優秀技術論文賞候補として推薦をしていること。
 - 1-2) アブストラクトの査読評価結果が一定以上の評価に達していること。
- 2) 最終候補選出
最優秀技術論文賞選考委員会は本論文が提出された時点で、1次候補の本論文により審査を実施する。本論文審査結果を受けて、最優秀技術論文賞選考委員会を開催し、数件程度の最優秀技術論文賞最終候補の選出を行う。
- 3) 最終審査
最優秀技術論文賞最終候補となった論文は当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの事前または会期中に公開され、最優秀技術論文賞選考委員がシンポジウム

での当該発表を聴講し、審査を行う。

4) 最終決定

当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムでの最優秀技術論文賞候補論文の発表が全て終了した時点で最優秀技術論文賞選考委員会を開催し、優秀技術論文賞の受賞者を決定する。最優秀技術論文賞選考委員長は決定事項を論文委員長に報告し、承認を受けることとする。

第5条 表彰方法

論文委員長は、選考結果を当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの閉会セッションにて発表する。

第5条第2項 授賞者

優秀技術論文賞は、電気学会センサ・マイクロマシン部門長名で授賞する。

第5条第3項 表彰内容

受賞者には表彰状を贈呈する。

第6条 改訂

本規約は、必要と認められた場合以下の各号のいずれかをもって改訂することができる。

- 1) 論文委員会の承認
- 2) 実行委員会の承認
- 3) 論文委員長、副論文委員長及び実行委員長の承認

以上

附則

1. この規約は平成24年4月1日より実施する。
2. 本規約は平成25年2月28日に改定する。
3. 本規約は平成29年2月24日に改定する。
4. 本規約は令和5年10月6日に改訂する。

優秀ポスター発表賞規約

第1条 優秀ポスター発表賞の趣旨

電気学会センサ・マイクロマシン部門は、ポスター形式による優れた研究発表を表彰するため、第19回「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム（平成14年開催）より最優秀ポスター賞を創設した。第30回同シンポジウム（平成25年開催）より、賞の名称を「優秀ポスター賞」とした。第35回同シンポジウム（平成30年開催）より章の名称を「優秀ポスター発表賞」とした。

第2条 選考対象

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムにおいてポスター形式で発表される論文の中から優秀な論文発表を優秀ポスター発表賞としてとして選考する。授賞の対象はポスター発表であり、連名著者全員である。

第3条 受賞資格

優秀ポスター発表賞を受けるポスター発表は、つきの各号に該当する者の中から選考する。

- 1) 発表者が発表申込時点において電気学会の登録会員であること。

第4条 選考

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、第4条第1項及び第2項の方法により、広く公明正大に選考を実施する。選考は、論文委員会による最終候補選出およびシンポジウム当日の発表審査により行われる。

第4条第1項 選考委員会の設置

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム論文委員会は、優秀ポスター発表賞選考委員会を設置する。設置時期は、アブストラクト審査を実施する当該論文委員会で確定する。論文委員長は、当該論文委員の中から優秀ポスター発表賞選考委員を選出し、さらに、優秀ポスター発表賞選考委員の中から優秀ポスター発表賞選考委員長を任命する。

第4条第2項 選考方法

以下の各号による三段階によって選考が実施される。

1) 候補選出

ポスター発表として採択された発表論文のうち、アブストラクトの査読評価結果が一定以上の評価に達しているものを優秀ポスター発表賞最終候補として選出する。ただし、速報は対象としない。

2) 審査

優秀ポスター発表賞最終候補となった論文は当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの事前または会期中に公開され、当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムポスターセッション開催中に、優秀ポスター発表賞選考委員が審査を実施する。当該ポスターセッション開催中、最終候補となった論文のポスターにはその旨を明示する。

3) 決定

当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムポスターセッションが終了した時点で優秀ポスター発表賞選考委員会を開催し、優秀ポスター発表賞の受賞者を決定する。優秀ポスター発表賞選考委員長は決定事項を論文委員長に報告し、承認を受けることとする。

第5条 表彰方法

論文委員長は、選考結果を当該「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの閉会式にて発表する。

第5条第2項 授賞者

優秀ポスター発表賞は、電気学会センサ・マイクロマシン部門長名で授賞する。

第5条第3項 表彰内容

受賞者には表彰状を贈呈する。

第6条 改訂

本規約は、必要と認められた場合以下の各号のいずれかをもって改訂することができる。

- 1) 論文委員会の承認
- 2) 実行委員会の承認
- 3) 論文委員長、副論文委員長及び実行委員長の承認

以上

附則

1. この規約は平成24年4月1日より実施する。
2. 本規約は平成25年2月28日に改定する。
3. 本規約は平成27年2月23日に改定する。
4. 本規約は平成29年2月24日に改定する。
5. 本規約は平成30年3月8日に改定する。
6. 本規約は平成30年7月6日に改定する。
7. 本規約は令和5年10月6日に改訂する。

最優秀技術展示賞

第1条 最優秀技術展示賞の趣旨

電気学会センサ・マイクロマシン部門は第19回「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム（平成14年開催）より最優秀技術展示賞を創設する。

第2条 選考対象

本賞は、「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム併設技術展に出展した団体の中から最も優秀な展示を最優秀技術展示賞として選考する。

第3条 受賞資格

本賞を受ける者は、展示申込の際、展示団体として登録し、かつ実際に展示を行った団体であること。

第4条 選考

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム実行委員会は、第4条第1項及び第2項の方法により広く公明正大に選考を実施する。

第4条第1項 選考委員会の設置

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム実行委員会は、最優秀技術展示賞選考委員会を設置する。実行委員長は、最優秀技術展示賞選考委員長として併設委員長を任命する。

第4条第2項 選考方法

選考は、下記の各号に従って実施する。

1) 審査

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム併設展示開催中にアンケート用紙を展示場に設置し、本シンポジウム参加者からアンケートを募る。会場に設置されたアンケート回収箱にて回収を行う。最優秀技術展示賞選考委員長は、そのアンケート結果から審査・採点を実施する。

2) 決定

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム併設展示開催が終了した時点で最優秀技術展示賞選考委員長の指示のもと最優秀技術展示賞選考委員会を開催し、受賞者を決定する。決定事項を、実行委員長に報告し、了承を得ることとする。なお、実行委員長が、選考委員長を兼ねている場合は、その限りではない。

第5条 選考結果

実行委員長は選考結果を「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウムの閉会式にて発表を実施する。

第6条 授賞

最優秀技術展示賞の授賞は電気学会センサ・マイクロマシン部門長名で実施する。

第7条 表彰内容

表彰状、記念品贈呈

第8条 改定

「センサ・マイクロマシンと応用システム」シンポジウム実行委員会は、必要と認めた場合、委任状を含めその過半数の賛成による議決をもって、本規定を改定することができる。

附則

1. この規約は平成 24 年 3 月 1 日より施行する